



任意継続被保険者制度に ついて



出版健康保険組合

令和5年3月



任意継続被保険者制度ってナニ？



会社を退職しその資格を喪失したときでも、一定の条件をもとに個人の希望により、被保険者の資格を継続することができます。これを任意継続被保険者制度といい、被保険者期間は最長2年間です。

【 条 件 】 下記1～2をすべて満たしている方

- 1.資格喪失日の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間がある。
- 2.資格喪失日から20日以内に申請すること。

【 提出書類 】

- ・任意継続被保険者資格取得申請書
- ・念書

【 資格の喪失 】

- ①任意継続被保険者の資格を取得してから2年が経過したとき
- ②死亡したとき
- ③保険料を納付期限までに納付しないとき（毎月10日、休日のときは翌営業日）
- ④健康保険または船員保険の被保険者となったとき
- ⑤後期高齢者医療保険制度の被保険者となったとき
- ⑥資格喪失の申出のあった月の翌月の1日となったとき

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

この様式は見本です

定数理事	事務局長	事務副次長	課長	次長	課長	課長補佐	係長	係

送付日	
納入期限	
入金日	

太枠内は記入しないでください。

任意継続被保険者 記号・番号	9900	資格取得年月日	令和 年 月 日	標準報酬月額	千円
申請者の氏名		性別	男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
住所	〒		TEL(自宅) (携帯)		-
資格喪失の 期使用した 事業所について	記号	番号	標準報酬月額	千円	
	資格取得 年月日	昭和 平成 年月日	資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 年 月 日	退職理由 1.自己都合及び定年 2.会社都合
	事業所名称				
	事業所所在地				
保険料納入方法	1.各月払い	2.前納	イ.半年(当年度9月分まで)	ロ.1年(当年度3月分まで)	
保険給付金 振込口座 (ゆうちょ銀行を除く)	銀行名	銀行 信用金庫	口座種別	普通・当座	
	支店名	支店	口座番号		
	店番号		口座名義		

1.被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者期間があることが必要です。
2.申請書は、被保険者資格を喪失した日から20日以内に提出してください。
3.任意継続被保険者の保険料は、資格取得した日の属する月の翌月分から当年度9月分まで、もしくは当年度3月分までを前納することができます。
なお、場合によっては、前納できない場合があります。

受付日付印

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

出版健康保険組合理事長殿

この様式は見本です

念 書

任意継続被保険者の保険料については、健康保険法第164条に基づき納付期日（毎月10日、初めて納付する保険料は出版健保の指定する日）までに納入いたします。

万一、保険料を納付期日までに納入しなかった場合、健康保険法第38条に基づき任意継続被保険者の資格を喪失することを了承します。

また、資格喪失後は保険証を使用せず、すみやかに返却することを約束いたします。資格喪失後に受診した場合、医療費については貴組合に一切ご迷惑をおかけしないことを約束いたします。

令和 年 月 日

出版健康保険組合 理事長 殿

任意継続被保険者番号 番

住所

氏名

任意継続被保険者制度の保険料はいくら？

令和5年度の保険料は



任意継続被保険者の標準報酬月額、前年9月末における全被保険者の平均標準報酬月額（令和5年度の標準報酬月額は380,000円）と申請者の退職時の標準報酬月額のいずれか低い方となります。保険料は標準報酬月額に保険料率1000分の92を乗じて得た額です。また、40歳以上65歳未満の方は介護保険料（保険料率1000分の18）も加えた額になります。詳しくは月額表をご確認ください。

国民健康保険の保険料額と比べてみてください！

※国民健康保険の保険料額は最寄りの役所にご確認ください。



標準報酬月額および保険料月額表

出版健康保険組合

(令和5年度)

標準報酬		報酬月額	保険料負担額		
			一般保険料	介護保険料	合計
等級	月額		92/1000	18/1000	108/1000
1	58,000 円	63,000 円未満	5,336 円	1,044 円	6,380 円
2	68,000	63,000 円以上 ~ 73,000 円未満	6,256	1,224	7,480
3	78,000	73,000 " ~ 83,000 "	7,176	1,404	8,580
4	88,000	83,000 " ~ 93,000 "	8,096	1,584	9,680
5	98,000	93,000 " ~ 101,000 "	9,016	1,764	10,780
6	104,000	101,000 " ~ 107,000 "	9,568	1,872	11,440
7	110,000	107,000 " ~ 114,000 "	10,120	1,980	12,100
8	118,000	114,000 " ~ 122,000 "	10,856	2,124	12,980
9	126,000	122,000 " ~ 130,000 "	11,592	2,268	13,860
10	134,000	130,000 " ~ 138,000 "	12,328	2,412	14,740
11	142,000	138,000 " ~ 146,000 "	13,064	2,556	15,620
12	150,000	146,000 " ~ 155,000 "	13,800	2,700	16,500
13	160,000	155,000 " ~ 165,000 "	14,720	2,880	17,600
14	170,000	165,000 " ~ 175,000 "	15,640	3,060	18,700
15	180,000	175,000 " ~ 185,000 "	16,560	3,240	19,800
16	190,000	185,000 " ~ 195,000 "	17,480	3,420	20,900
17	200,000	195,000 " ~ 210,000 "	18,400	3,600	22,000
18	220,000	210,000 " ~ 230,000 "	20,240	3,960	24,200
19	240,000	230,000 " ~ 250,000 "	22,080	4,320	26,400
20	260,000	250,000 " ~ 270,000 "	23,920	4,680	28,600
21	280,000	270,000 " ~ 290,000 "	25,760	5,040	30,800
22	300,000	290,000 " ~ 310,000 "	27,600	5,400	33,000
23	320,000	310,000 " ~ 330,000 "	29,440	5,760	35,200
24	340,000	330,000 " ~ 350,000 "	31,280	6,120	37,400
25	360,000	350,000 " ~ 370,000 "	33,120	6,480	39,600
26	380,000	370,000 " ~ 395,000 "	34,960	6,840	41,800

年度

保険料 円

納付目的(自)	年	月分保険料	
(至)	年	月分保険料	
内訳	一般保険料		円
	内訳		円
	基本保険料		円
	特定保険料		円
	調整保険料		円
	介護保険料		円

納付期限 年 月 日



連絡先

本部事務所 03(3292)5005
 支部事務所 06(6944)4300

納付場所

三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行
 りそな銀行・埼玉りそな銀行
 文化産業信用組合・きらぼし銀行
 上記金融機関の本・支店又は組合事務所

(銀行預金口座振替)

銀行コード	本支店名	
口座番号	口座種別	

領収日付印

--

年度

保険料 円

納付目的(自)	年	月分保険料	
(至)	年	月分保険料	
内訳	一般保険料		円
	内訳		円
	基本保険料		円
	特定保険料		円
	調整保険料		円
	介護保険料		円

要打電

納付期限 年 月 日

(取引金融機関名)

三菱UFJ銀行神田支店(替) 311067 三井住友銀行神田支店(替) 313902
 みずほ銀行神田支店(替) 1073068 りそな銀行九段支店(替) 050011
 きらぼし銀行神田中央支店(替) 020844 文化産業信用組合本店(替) 05813

(銀行預金口座振替)

銀行コード	本支店名	
口座番号	口座種別	

領収日付印

--

年度

保険料 円

納付目的(自)	年	月分保険料	
(至)	年	月分保険料	
内訳	一般保険料		円
	内訳		円
	基本保険料		円
	特定保険料		円
	調整保険料		円
	介護保険料		円

要打電

納付期限 年 月 日

〒101-8304

領収済通知書 千代田区神田駿河台1-7
 送付先 出版健康保険組合

本通知書はすみやかに当組合にお届けください。

(銀行預金口座振替)

銀行コード	本支店名	
口座番号	口座種別	

領収日付印

--

任意継続被保険者制度のメリットはナニ？

- 出版健保独自の保険給付があります！

医療費の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

保険給付については在職中と同様、一部負担還元金や家族療養費付加金などの付加給付があります。



被保険者の方は、出版健保診療所（東京・御茶ノ水）では今までと同様に一部負担金（自己負担額）が半額で受診できます。

- 保健事業が充実しています！

被保険者の方は、今までと同様に年に1度健康診断を受けることができます。



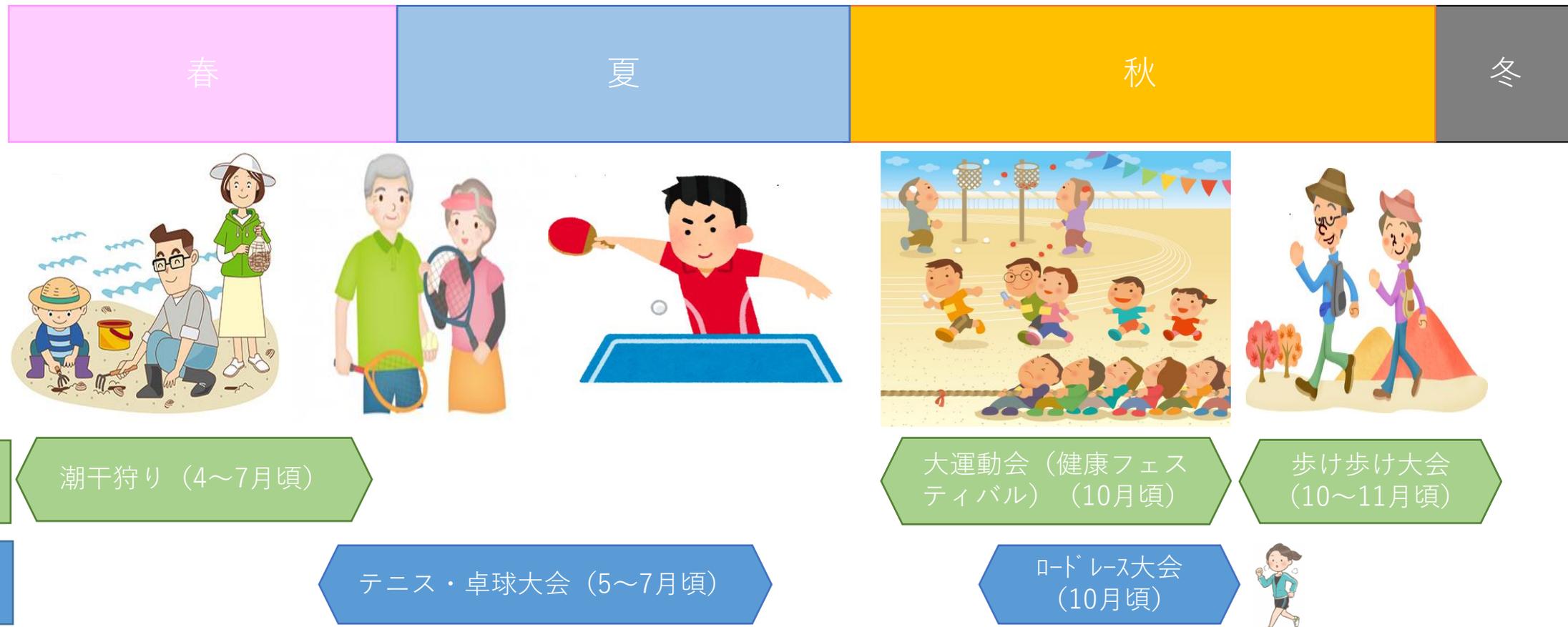
35歳以上の被扶養者を対象とした健診もあります（一部負担金あり）

保養施設（直営・契約）は今までと同じように利用が可能です。

運動施設の利用、大会などにも参加可能です。



出版健保のイベントスケジュール (体育奨励事業)



開催の可否や日程について変更になる場合があります。案内や詳細は、
ホームページでご確認ください。

加入手続きは . . .

- 「任意継続被保険者資格取得申請書」と「念書」
をご提出ください。

詳しくは、出版健康保険組合



業務部適用課

TEL 03-3292-5005

大阪支部

TEL 06-6944-4309

までご連絡下さい。

申請書をご自宅宛てに送付致します。